

**都市計画道路環状3号線（中田地区）街路整備事業の  
事業認可取得に伴う道路設計・用地補償説明会**

**－ 議 事 要 旨 －**

道路局建設部建設課では、都市計画道路環状3号線における、横浜伊勢原線の広町交差点から JA 横浜メルカート前までの区間について都市計画道路整備事業に着手しました。

事業区間 460m について、事業区間に面する土地及び建物を所有する皆さまや、当事業箇所周辺の周辺にお住まいの皆さまを対象とする事業認可取得に伴う道路設計・用地補償説明会を開催しました。

## 1 開催状況

- (1) 日時：第1回説明会 令和5年6月14日（水）午後7時～8時  
第2回説明会 令和5年6月17日（土）午後3時～4時
- (2) 場所：中田町会館（泉区中田北2丁目7-9）
- (3) 内容：事業概要、スケジュール  
道路設計の考え方  
用地測量  
用地取得、物件補償

## 2 主な質疑応答

- Q1 各交差点の形状や、信号機及び横断歩道の設置に関する設計はいつ頃完了し、説明をもらえるのか。  
A1 今後、関係機関と協議の上、安全な道路の整備に向けて設計を行い、工事説明会等で、詳細について説明をいたします。
- Q2 工事着手の目標時期を教えてください。  
A2 まずは用地取得を進め、まとまった用地が取得でき次第、順次工事に着手していきます。
- Q3 工事中及び完成後の騒音・振動等について、どのように対応するのか。  
A3 工事中は、近隣の居住者の方々へ配慮の上施工します。また、設計においても、騒音の低減効果のある補装の採用を検討していきます。道路整備後の騒音・振動等については、まずは原因を調査しますので、横浜市までお申し付けください。
- Q4 建物等への影響を踏まえて、都市計画線は変更できるのか。  
A4 建物等を避けるために都市計画線を変更することはありません。
- Q5 都市計画線外の残地（民地）について、市が管理できるか。  
A5 都市計画線外の残地（民地）は土地所有者の方の管理になります。

- Q6 中田地区の区間だけで開通するのか。  
A6 中田地区の供用範囲については、今後整備を進める中で、関係機関との協議の上決定していきます。なお、今回の事業区間より南側の区間についても、引き続き事業化の検討を進めていきます。
- Q7 事業期間である令和12年3月より完成時期が早くなることがあるのか。  
A7 事業期間内の完成を目指し、事業を進めていきます。
- Q8 自転車レーンは整備しないのか。  
A8 関係機関と協議の上、安全に自転車が通行できるよう、設計を進めていきます。
- Q9 都市計画線外の残地部分の買収は可能か。  
A9 原則、都市計画線内の土地を取得します。
- Q10 建物を撤去する際には、基礎まで撤去する必要があるか。  
A10 原則、建物の基礎を含め、本市が取得する土地にかかる全ての物件の撤去が必要です。
- Q11 物件移転は必ず契約した年度内に完了しなければならないのか。  
A11 原則、契約した年度内（4/1～翌3/31）に移転していただきます。ただし、やむを得ず年度内の移転が困難となる等の場合は、最低限必要な範囲で移転期間の変更が行えることがあります。
- Q12 用地取得について、交渉の時期はいつ頃になるのか。  
A12 まず、お譲り頂く土地の面積等を確定する測量作業を行います。その際に個別でご意向をお伺いし、順次、用地取得を進めていきます。
- Q13 用地取得後の残地に自宅が再建できない場合、どのように取り扱われるのか。  
A13 残地に同種同等の建物を建てるのが難しい場合、構外移転の補償となりますが、物件によって条件が異なるためそれらに依りて個別にご対応いたします。
- Q14 賃貸に住んでいる借家人の退去の手続き等について具体的に知りたい。  
A14 借家人の方には、基準に基づいて算定した引越費用等の補償がございます。退去手続き等の時期については土地建物所有者の方と用地取得について交渉が進んだのち、借家人の方へご説明に伺います。
- Q15 賃貸に住んでいる借家人が市との補償契約の前に退去した場合は、補償の対象となるのか。  
A15 本市との補償契約前にご退去された方々についての補償はございません。

### 3 説明会の様子

令和5年6月14日（水）



令和5年6月17日（土）

